

＜活用パターンの検討にあたって＞

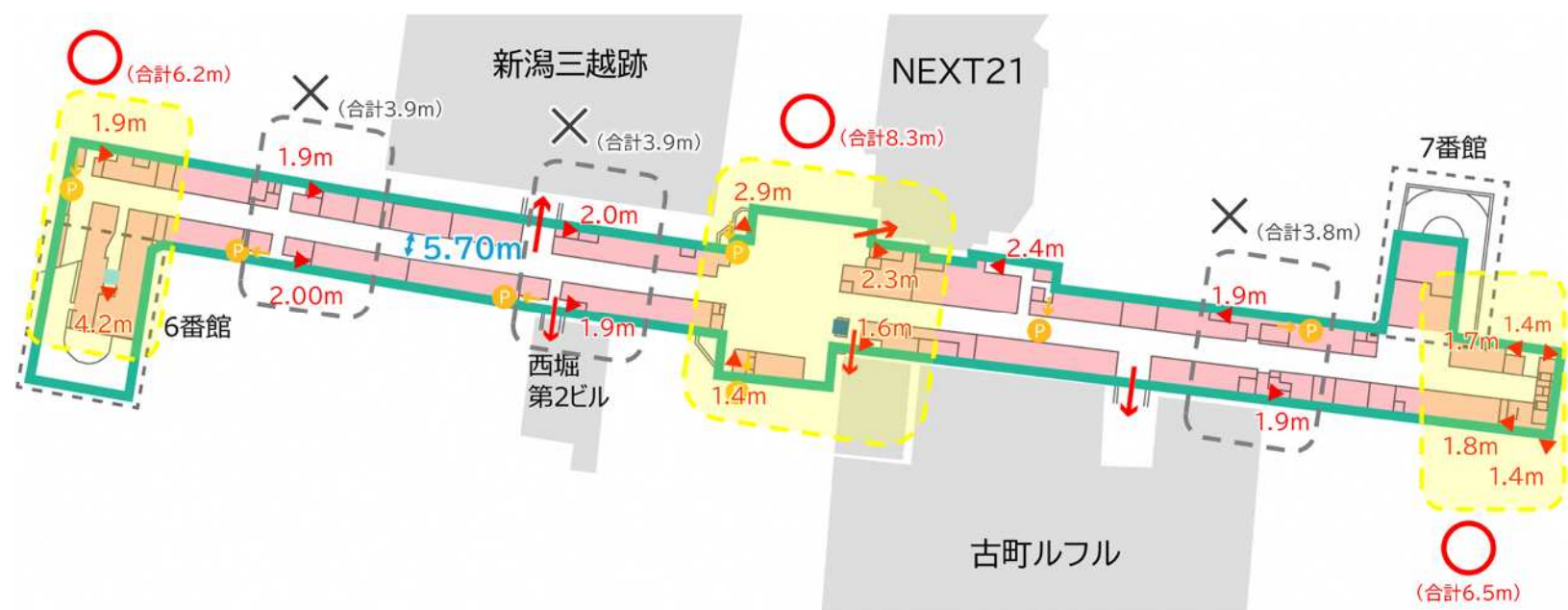
- 地下空間の大別（主に法律的な観点から）
 - 以前の西堀ローサのように「**地下街**」として再整備
 - ⇒建築基準法や消防法などの**様々な法規制がかかる**が、店舗やイベントなど、**利用者が滞留可能な地下空間として活用可能**
 - 万代クロッシングのように「**地下通路**」として再整備
 - ⇒建築基準法や消防法などの**法規制は厳しくない**が、店舗やイベントなど、**利用者が滞留するような活用は不可**

1. 地下街に関する建築基準法の概要

- ・地上に通じる避難階段までの歩行距離の制限
- ・**地下道両端の地上への階段幅の合計を地下道の幅員以上**とすること
- ・非常用照明、排煙設備を設置しなければならない（予備電源が必要）
- ・各テナント部分と地下道の間を防火区画としなければならない

2. 西堀地下施設の現状

- ・地下道の幅員は5.7m。各階段の概ねの幅は下図参照。
- ・階段幅の合計 ≥ 地下道の幅員 の条件を満たすのは**黄色塗の3か所**



3. 活用パターンの検討

活用パターンのイメージ	判定
全体を「 地下通路 」として再整備 	○
半分を「 地下街 」として、もう半分を「 地下通路 」として再整備 	○
部分的に「 地下街 」として再整備し、他の部分は「 地下通路 」として再整備 	×
全体を「 地下街 」として再整備 	○